

●給与上手くんα ProⅡ / 給与・賞与 Version 11.102

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 年末調整 / 年末調整

➤ 控除入力タブ

①「差引課税給与所得金額」が「17,420,000円超～18,000,000円以下」に該当する社員について、「年末調整のための算出所得税額の速算表」の9,000,000円超 18,000,000円以下の税額で計算されるべきところ、18,000,000円超 18,050,000円の税額で計算していたのを修正しました。

(例) 給与収入が2,000万円で、控除は基礎控除48万円のみするとき

		入力額	控除額
非課税修正分 / 給与・賞与等合計			20,000,000
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額			18,050,000
社会保険料	内小規模掛金 / 給与等からの控除分		0
	申告による控除分		
	内国民年金保険料等		0
	申告による小規模共済等掛金		0
生命保険料	一般生命保険料(旧/新)		
	介護医療保険料		
	個人年金保険料(旧/新)		0
地震保険料	地震保険料		
	旧長期損害保険料		0
配偶者(特別)控除額	配偶者所得見積額		
	配偶者その他所得		
扶養控除額、障害者等の控除額の合計			0
基礎控除額 / 所得控除額の合計		480,000	480,000
差引課税給与所得金額 / 算出所得税額		17,570,000	4,232,000
(特定増改築等)住宅借入金等	区分		
	居住開始日		
給与・賞与等 算出税額	特定取得		
	年末残高		
年調所得税額 (マイナス)			0
差引超過額又は不足額			4,320,800

「差引課税給与所得金額」が「17,570,000円」なので、速算表の9,000,000円超 18,000,000円以下に該当。

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 6,950,000円	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 9,000,000円	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 18,000,000円	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円
18,000,000円 18,050,000円	40%	2,796,000円	(A)×40%-2,796,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

このとき「17,570,000×33% - 1,536,000 = 4,262,100円」となるべきところ、「17,570,000×40% - 2,796,000 = 4,232,000円」と計算されていました。

当プログラムをインストールしますと税額が自動で修復されます。
次頁に注意点がございますので併せてご確認いただきますようお願い致します。

《ご注意》

給与支払報告書にて正しい金額を算出して申告いただくため、**当プログラムのインストールで、税額が自動で正しく計算**されます。

既に年末調整処理後の事業所に該当者がいる場合、年調年税額や過不足額に差額が発生します。インストール前に必要に応じて社内一覧表等で金額を控えておいてください。

※該当者の確認方法の例

確認帳票：社内一覧表

課税対象が 17,420,000 超～18,000,000 円以下の方が対象となります。

基礎控除 扶養等控	課税対象	算出所得税	【年調】処理年度 2年 12月	
			住宅借入 住宅控除	年調年税 過不足
480000	1540000	77000		78600
480000	3080000	210500		214900
480000	6570000	886500		905100
480000	8570000	1335100		1363100
480000	17570000	4232000		4320800
	17420000	4212600		4301000
	0	0		0
480000	7420000	1070600		1093000
480000	3080000	210500		214900

※令和2年の税制改正において所得税の税額に改正はありませんでしたが、給与所得控除の改正があったことにより、給与所得者についても税額40%控除額2,796,000円の区分が適用されるようになりました。

注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上